

厚生労働大臣が定める掲示事項等（令和6年6月1日現在）

1. 入院基本料に関する事項

当センターの看護職員の配置は次のとおりです。

病棟	算定入院料等	1日に勤務している看護職員の人数	看護職員1人当たりの受持ち患者数		
			日勤	準夜勤	深夜勤
1BC	障害者施設 7:1	26人以上	4人以内	14人以内	14人以内
2B 親子	障害者施設 7:1	17人以上	4人以内	12人以内	12人以内
2C	障害者施設 7:1	15人以上	4人以内	10人以内	10人以内
2A	地域一般 3	7人以上	9人以内	14人以内	14人以内
3AB	回復期リハ 1	12人以上	8人以内	16人以内	16人以内
3C	障害者施設 7:1	13人以上	4人以内	10人以内	15人以内

2. 関東信越厚生局長への届出事項に関する事項

【基本診療料】

- ◆ 地域一般入院基本料 3
- ◆ 障害者施設等入院基本料（7 対 1）
- ◆ 回復期リハビリテーション病棟入院料 1
- ◆ 医療安全対策加算 2
- ◆ 入退院支援加算 1
- ◆ 栄養サポートチーム加算
- ◆ データ提出加算 1
- ◆ 感染対策向上加算 3
- ◆ 後発医薬品使用体制加算 2
- ◆ 看護配置加算
- ◆ 看護補助加算 1
- ◆ 特殊疾患入院施設管理加算
- ◆ 診療録管理体制加算 3
- ◆ 認知症ケア加算 3
- ◆ 地域連携診療計画加算
- ◆ 療養環境加算
- ◆ 排尿自立支援加算

【特掲診療料】

- ◆ 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
- ◆ 廃用症候群リハビリテーション料（I）
- ◆ 運動器リハビリテーション料（I）
- ◆ 呼吸器リハビリテーション料（I）
- ◆ 障害児（者）リハビリテーション料
- ◆ がん患者リハビリテーション料
- ◆ 集団コミュニケーション療法料
- ◆ 外来排尿自立指導料
- ◆ 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
- ◆ 二次性骨折予防継続管理料 2
- ◆ 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術に係る施設基準
- ◆ CT撮影及びMRI撮影
- ◆ コンタクトレンズ検査料 1
- ◆ 薬剤管理指導料
- ◆ 検体検査管理加算（II）
- ◆ 輸血管理料 II
- ◆ 外来化学療法加算 2
- ◆ 医療機器安全管理料 1
- ◆ 小児運動器疾患指導管理料
- ◆ 療養・就労両立支援指導料（相談支援加算）
- ◆ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ◆ 入院ベースアップ評価料 87
- ◆ クラウン・ブリッジ維持管理料（歯科）

3. 入院時食事療養について

当センターでは、入院時食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については、午後6時以降）、適温で提供しています。

健康保険法等の規定に基づき、一般の方の場合、1食当たり490円の負担となります。ただし、住民税非課税世帯の方や、指定難病、小児慢性特定疾患の患者の方などの負担額は異なります。

4. 明細書の発行状況に関する事項

医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かれる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですが、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

5. 初診に係る費用負担について

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当センターに直接来院した患者様については初診に係る費用として1,650円を頂いております。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介によらず来院した場合には、この限りではありません。

6. 当センターにおける令和5年1月1日から令和5年12月31日までに実施された手術件数

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術に係る施設基準

区分1に分類される手術	件数	区分2に分類される手術	件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0	ア 鞣帯断裂形成手術等	0
イ 黄斑下手術等	0	イ 水頭症手術等	0
ウ 鼓室形成手術等	0	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	0	エ 尿道形成手術等	0
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術等	0	オ 角膜移植術	0
		カ 肝切除術等	0
		キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3に分類される手術	件数	その他の区分に分類される手術	件数
ア 上顎骨形成術等	0	ア 人工関節置換術	95
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0	イ 乳児外科施設基準対象手術	0
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0	ウ ペースメーカー移植術及び交換術	0
エ 母指化手術等	0	エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む) 及び体外循環をする手術	0
オ 内反足手術等	0	オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0
カ 食道切除再建術等	0		
キ 同種死体腎移植術等	0		
区分4に分類される手術の件数	件数		
胸腔鏡下手術	0		
腹腔鏡下手術	0		

7. 医療安全について

当センターでは、医療安全に関するご相談は、医療安全管理者等が各部署等と連携してお受けしております。総合相談室または、担当ソーシャルワーカーにご相談下さい。

8. 患者サポート体制について

当センターでは、安心して診療を受けて頂くため、患者サポート窓口を設置しております。（総合相談室）

受診相談、入院及び外来に関する相談、リハビリ等の医療相談、福祉用具に関する相談、治療費に関する相談、個人情報保護に関する相談、医療安全に関する相談、院内感染に関する相談等にご対応いたします。

9. 個人情報保護について

当センターでは、利用者の皆様に安心してサービスを受けていただくために、個人情報の取扱いに充分配慮した体制で取り組んでいます。

【個人情報の利用目的について】

当センターでは、利用者の皆様の個人情報を次の目的で利用させて頂くことがございます。これらの目的以外で利用させて頂く必要が生じた場合には、改めて同意を頂くこととしております。

(1) センター内の利用

- ①患者様に提供する医療サービス
- ②医療保険事務
- ③入退院等の病棟管理
- ④会計・経理
- ⑤医療事故等の報告
- ⑥当該患者様への医療サービスの向上
- ⑦センター病棟スタッフの実習
- ⑧医療の質の向上を目的としたセンター内症例研究
- ⑨その他、患者様にかかる管理運営業務

(2) センター外への情報提供としての利用

- ①他の医療関係機関及び福祉関係機関等との連携
- ②他の医療関係機関からの照会への回答
- ③患者様の診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ④検体検査業務等の委託業務
- ⑤ご家族等への病状説明
- ⑥保険事務の委託
- ⑦審査支払機関へのレセプトの提出
- ⑧審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ⑨医療賠償責任保険等にかかる医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- ⑩その他、患者様への医療保険事務に関する利用

(3) その他の利用

- ①医療・福祉サービスや業務の改善のための基礎資料
- ②外部監査機関等への情報提供
- ③臨床研究・治験を実施する場合、もしくは臨床研究・治験を実施するか否かを判断する目的行う、患者様の現在及び過去のカルテの調査

上記のうち、他の医療関係機関への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を受付窓口までお申し出下さい。また、お申し出がないものについては、ご同意頂けたものとして取り扱わせていただきます。なお、これらの同意やお申し出は、いつでも撤回、変更することができます。

【個人情報の開示・訂正・利用停止について】

当センターでは、利用者の皆様の個人情報の開示・訂正・利用等につきましても「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って進めております。手続きの詳細、ご不明な点につきましては、受付窓口までお気軽にお尋ね下さい。また、ご意見に関しましては、各階にご意見箱を設置しておりますので、ご利用下さい。

10. 敷地内禁煙について

当センターでは、敷地内（駐車場を含む）は全面禁煙となっております。ご理解とご協力をお願いいたします。



11. 入退院支援について

当センターでは、患者様が安心して退院できるように、各病棟に入退院支援職員を配置し支援を行っております。

病棟	算定入院料等	入退院支援職員
1BC	障害者施設 7:1	市川 知美
2B 親子	障害者施設 7:1	荒井 陽子
2C	障害者施設 7:1	松元 美子
2A	地域一般 3	猿田 駿平
3AB	回復期リハ 1	大塚 さや香
3C	障害者施設 7:1	宮澤 愛

12. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当センターでは、厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従い、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。後発医薬品の採用に当たっては、品質及び安全情報の確保並びに安定供給等の要件を満たし、有効かつ安全なものを採用しております。ご理解とご協力をお願いいたします。

13. 栄養サポートチーム（NST）による診療について

栄養サポートチーム（NST）は、管理栄養士を中心に、専門的な栄養管理の知識を有する医師、薬剤師、看護師等の多職種で構成するチームです。患者様の治療やリハビリテーションを栄養面からサポートすることを目的に様々な提案を行っております。

14. コンタクトレンズ検査料について

コンタクトレンズの装用を目的に当センターを初めて受診した方は、初診料 291 点を、当センターにおいて過去にコンタクトレンズ検査料を算定されている場合は、外来診療料 76 点を算定いたします。また、コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合には、200 点を算定いたします。

上記の点についてご不明な点がある場合には、お近くのスタッフにご相談下さい。

コンタクトレンズの診療を行う医師 高相道彦（眼科診療経験年数 38 年）